

令和7年度 事業計画書

○目的及び事業

福岡県立八幡高等学校の教育の充実、豊かな未来を創造する人材の育成及び懐の深い学風の醸成を援助し、もって学術の発展及び教育の振興に寄与することを目的とし、同高に在籍する生徒に対して奨学金給付事業を行う。

○令和7年度 事業計画

福岡県立八幡高等学校に在籍する生徒に対し、奨学金給付事業として、以下に掲げる事業を実施する。

(1) 修学奨励奨学金事業

経済的に厳しい世帯に属し、学習意欲があり、成績優秀あるいは芸術・スポーツなど特定の分野において高い能力を有する生徒に対し、修学奨励のため奨学金を給付する。

奨学生の給付を受ける者（以下、奨学生という）は、各学年につき3名程度とし、支給額は、1名につき年間12万円（4月から翌年3月まで、各月1万円）とする。

(2) 進学支援奨学金事業

大学への進学を志望する生徒に対し、経済的な事情により受験機会を逸失すること（模試を含む）のないよう、進学支援のため奨学金を給付する。

奨学生は3学年生から6名程度とし、支給額は1名につき5万円とする。

(3) 研修支援奨学金事業

校外研修を受けようとする生徒に対し、切実な受講希望があるにもかかわらず、経済的理由により参加を断念することのないよう、研修奨励のため奨学金を給付する。

奨学生は2学年生から4名程度とし、支給額は1名につき5万円とする。

今年度の支援対象は、海外研修（シンガポールへのESS研修）とする。

事業の実施にあたっては、在校生に対し、奨学金給付制度を広く案内したうえ、給付を受けようとする者からの申請を受付けた後、奨学生審査委員会による審議により、奨学生を選考・決定する。